# 徳島市農業委員会総会 議事録

	令和2年12月21日(月) 開会 午後 3時45分
1 とき	閉会 午後 4時15分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議 長	会長職務代理 金澤 敬治
4 出席者	〈農業委員〉
1 6/1/26	1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 4番委員 野□ 俊廣
	5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 原田 和彦
	8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫
	11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美 13番委員 植田美惠子
	14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一
	17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織
	<農地利用最適化推進委員>
	1番委員 瀬畑 俊夫 2番委員 安廣 貴明 5番委員 谷野 勝
	6番委員 桑野 欣伸 9番委員 増井 孝重 13番委員 坂東 賢二
	16番委員 浦川 昌夫 17番委員 多田 孝
5 欠席者	3番委員 天羽 俊文
6 欠 員	なし
7 議事	議事 農地関系議案
	付議案件
	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
	第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
	第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
	第4号議案 非農地通知の審議について
	第5号議案 農地利用集積計画の承認について
	報告事項
	農地関係報告事項
	1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
	2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
	3. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について
	4. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
	5. 農地法第18条第6項の処理について
	6. 農地改良届について
	7. 農地の転用制限の例外(法第4条)による届出について
	8. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
	9. 転用許可の訂正について(5条許可)
	10. 転用届出の訂正について(5条届出)

## 令和2年12月 徳島市農業委員会 定例総会 議事録

(開会 午後3時45分)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は、会長職務代理者の 岸本委員が務めることになっておりますが、その前に会長から挨拶がありますので、 よろしくお願いします。

会長 (挨拶)

議長 ただ今から、令和2年12月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会 は、農業委員19名のうち半数を超える18名が出席しており、会議が成立しており ます。欠席の届出がありました委員は、議席番号3番天羽俊文委員です。はじめに、 議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指 名します。議席番号7番 原田和彦委員と、議席番号17番 鎌田良昭委員の両名を指 名します。よろしくお願いします。

これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。では、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を開始します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書1ページを御覧下さい。全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後139aに至り、譲受人は対象地において果樹の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与で、農地1筆の持分が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず219aに至り、譲受人は対象地において、青ネギの栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後140aに至り、譲受人は対象地において、ブロッコリーや枝豆の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後56aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、農地の交換により、農地1筆の所有権が移転される ものです。譲受人の耕作面積は許可後58aに至り、譲受人は対象地において、水稲 の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後559aに至り、譲受人は対象地において、ドクダミの栽培を行うとのことです。阿波市でも農地所有適格法人の資格取得し、ドクダミの栽培をおこなっておりますが、徳島市においても、農地所有適格法人の資格取得をしました。

7番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地2筆の所有権が移転さ

れるものです。譲受人の耕作面積は許可後242aに至り、譲受人は対象地において、 葉物野菜の栽培を行うとのことです。この法人は、障害者の自立支援として、農作業 への従事による社会参加促進事業を行っており、石井町においても農地を所有し、同 様の事業を行っております。

第1号議案は以上7件で、対象地は、田2,539㎡、畑3,909㎡、計6,448㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の 委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決 定いたしました。

次の議案の審議に移ります。第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議について御説明します。議 案書3ページを、御覧下さい。まず、全ての申請について法定の添付書類は整ってい ます。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当し、申請人は、所有する農地を、太陽光発電施設に転用するものです。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われます。

第4号議案は以上1件で、田のみ271㎡です。転用目的の内訳は、その他施設用地 271㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の 委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第2号議案については本案件を許可することに決 定いたしました。

次の議案の審議に移ります。第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。議案書4ページを、御覧下さい。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。 譲受人

は、使用貸借権を設定し、農家住宅に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、産業廃棄物収集運搬業を営んでおり、使用貸借権を設定し、露天駐車場及び露天資材置場に転用するものです。また、現地は一部の造成を進めているため、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、賃貸借権を設定し、椎茸培養施設に転用するものです。

4番の申請地は、集団的に存在し、良好な営農条件を備えている第1種農地に区分されますが、既存施設の拡張の例外規定に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。譲受人は、土木工事や建設機械のリース・運搬業等を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、進入路及び庭園に転用するものです。また、現地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土木建築業を営んでおり、賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。 以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済であり、農地区分が第1種農地である4番案件及び転用規模が大規模である6番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は、全6件で、地目は、田のみ、4,205㎡です。転用目的の内訳は、 住宅用地476㎡、駐車場・資材置場3,123㎡、その他施設用地606㎡です。 以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。 それでは、4番案件の地区審査に参加していただいた、応神地区の品山委員さん、 転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

品山委員 今月 11 日午前 9 時 30 分より 4 番案件の地区審査を実施しましたので報告します。参加者は、板東委員と私、事務局 1 名、転用者側 2 名の 5 名です。申請地は、別宮八幡神社より県道 2 9号線を東へ600mに位置し第 1 種農地に区分されます。今回の申請は所有権の移転を受け、昨年 5 月総会での転用済物件の隣接地で既存施設の拡張で、申請人は町内で土建業を営んでおり現在所有する資材置場が手狭になった為敷地拡張しようとするものです。申請地は、既に周囲がコンクリート擁壁に囲まれており、その内側に土留コンクリート立米ブロックを並べて良質の山土を盛土し、隣接農地への雨水等の流入を防ぐ為、東側市排水路に勾配を取り排水、同時に地下浸透で排水する計画で、将来排水計画がうまく機能しない場合は集水桝を設置し、塩ビ菅にて排水路に排水するとのことです。また、前回の転用地も問題なく使用されており、応神町水利組合・吉野川土地改良区との協議も整っており、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題は無く、農地法上で許可相当となる条件を満たしているので応神地区の委員は一致して許可やむを得ないとの心証を持ちました。報告は以上です、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして6番案件の地区審査に参加していただいた、

南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月11日に6番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は多田推進委員と私の委員2名、事務局3名と転用者側が2名になります。

申請地は、南井上学校から北西へ約300メートルに位置しており、2種農地に区分されるとのことです。転用目的は、露天資材置場であり、土地の造成については、道路高まで50センチほど山土を敷き、整地します。排水は、雨水のみで、既設水路で処理する計画で、地元の水利組合からの排水同意書も提出されているようです。

結論として、今回の転用許可申請については、農地法上での許可条件を満たしているため、南井上地区の委員として、問題は無いと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、4番案件を許可相当として県に諮問し、残りの5件を許可することに異議はございませんか。

#### 全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については4番案件を許可相当として 県に諮問し、残りの5件を許可することに決定いたしました。

> 続きまして、次の議案の審議に移ります。第4号議案「非農地通知の審議について」 を開始します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第4号議案、非農地通知の審議について御説明いたします。議案書5ページを御覧下さい。今月は2件あり、土地所有者が異なりますが、対象地は一体となっているため、2件まとめて説明します。

対象地は、徳島市上八万小学校から南東に約1kmに位置しており、今月9日に、地元の委員1名と事務局2名で状況を確認しております。土地所有者によりますと、対象地において両親が稲作をしていましたが、減反政策により急速に耕作放棄地となり、現況は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われます。

第4号議案は、以上2件で、対象地は田5,950㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員 の皆様、御意見、御質問はありませんか。

> それでは、御発言がないようですので採決いたします。第4号議案の非農地通知の 審議については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

### 全委員 異議なし。

#### 議長

異議がないということですので、第4号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。 なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

それでは、次の審議に移ります。第5号議案「農用地利用集積計画の承認について」 の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

#### 事務局

第5号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書6ページを御覧下さい。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件は全て満たしていると思われます。

今月は新規設定が16件、再設定が29件で合計45件となっており、そのうち、 賃貸借権が32件、使用貸借権が13件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1~6番が多家良地区・6筆・6件、7~11番が勝占地区・9筆・5件、12番が入田地区・2筆・1件、13~14番が不動地区・7筆・2件、15番が応神地区・1筆・1件、16~24番が川内地区・26筆・9件、25~29番が国府地区・9筆・5件、30~36番が南井上地区・14筆・7件、37~45番まで北井上地区・24筆・9件となっております。利用権設定については以上で、田46筆・55,468.70㎡、畑52筆56,206.70㎡の合計98筆・111,675.40㎡となります。

また、今回の議案案件ではありませんが、4月総会の7~8番で承認された川内地 区新規就農者ですが、同時に青年等就農計画認定申請をしていたため利用権での面談 が免除になっていましたが、その後認定申請が通らず、また利用栽培作物が果樹より 野菜に変更になったと借受人の説明があり、承認された案件ではありますが、地元地 区委員5名、借受人側1名、事務局2名の計8名で新規就農面談を実施しましたこと を報告させていただきます。

第5号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

## 議長

事務局からの説明は以上ですが、今回の議案の案件ではありませんが、新規就農 面談を行ったということですので、実際に審査にあたった委員さんより、御意見を いただきたいと思います。

それでは、川内地区の植田委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

#### 植田委員

今回の議案案件ではありませんが、11月20日の午後2時に、新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は廣瀬委員さんと細川委員さん、兼田推進委員さん、笹田推進委員さんと私の委員5名と、借受人1名、事務局2名の8名です。

借受人は、現在、電気工事関係の仕事に就いていますが、もともと農業に興味があり、農業大学を卒業し、妻の実家で、すだち栽培の手伝いをしています。このたび利用権で農地を借り果樹を栽培しようと申請していましたが、現在はハウスでほうれん草の水耕栽培をしたいと考えています。対象地は川内町金岡で、ハウス栽培は初期投資もかかり、土地的にも水耕栽培は厳しいのではないかとの意見も委員より出ましたが、ハウスは他市の農家より譲り受けたものを移設し、冷房設備は導入せず、水は濾過して循環で利用し、ハウスの電気関係は自分で管理し、将来的には現在の仕事を活かしプログラムも組み、農業法人設立が目標とのことです。また、農機具も実家より借り受け家族と営農し、農業労働力・農機具の保有状況等についても問題ないように思われます。今後は指導の下、経験を積み、農業技術の向上を

はかり、経営面積及び労働力の拡大を目指していくことを計画しており、地域の農業の新たな担い手として、非常に期待しています。

結論として、今回の利用権の設定については、農機具の保有状況、就農計画等に問題はなく、利用権を設定する要件をすべて満たしているので、川内地区の委員は一致して、問題ないのではないかとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。新規就農面談 に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。全案件につきまして、 申請地区の委員さん、他の委

員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第5号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

# 全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第5号議案については、全案件を議案書のとおり 承認することに決定いたしました。以上で付議案件の審議を終了します。続いて、事 務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 報告事項について御説明します。議案書12ページを御覧下さい。

1番は「農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について」です。 13ページに渡り5件受理しました。14ページを御覧下さい。

2番は「農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について」です。1件交付しました。15ページを御覧下さい。

3番は「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について」です。 3件受理しました。16ページを御覧下さい。

4番は「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について」です。 18ページに渡り10件受理しました。19ページを御覧下さい。

5番は「農地法第 18 条第 6 項の処理について」です。5件受理しました。20ページを御覧下さい。

6番は「農地改良届について」です。1件受理しました。21ページを御覧下さい。 7番は「農地の転用制限の例外による届出について」です。1件受理しました。2 2ページを御覧下さい。

8番は「地目変更に係る照会に対する回答について」です。2件回答しました。2 3ページを御覧下さい。

9番は「転用許可の訂正について」です。1件訂正しました。24ページを御覧下さい。

10番は「転用届出の訂正について」です。1件訂正しました。報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和2年12月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後4時15分)